

飼養衛生管理基準を遵守しましょう！

中国や台湾など近隣諸国では、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなど悪性伝染病の発生が継続しています。

これらの悪性伝染病の発生を予防するため、畜産農家の皆さんは、家畜の所有者が遵守すべき「衛生管理基準」を遵守し、各農場における防疫対策を徹底するようお願いいたします。

飼養衛生管理基準

- 1 家畜防疫に関する最新の情報 の把握
- 2 衛生管理区域の設定
- 3 衛生管理区域（農場）への病原体の持込み防止



動力噴霧器



手動噴霧器



踏み込み消毒槽



タイヤマット消毒



- 4 野生動物等からの病原体の感染防止
- 5 衛生管理区域の衛生状態の確保(消毒の実施等)

- 6 異常家畜・家きんの早期発見・通報



- 7 埋却地の確保

- 8 農場記録の作成・保存



- 9 大規模農場に関する追加措置

問い合わせ先

鹿児島中央家畜保健衛生所	(099-274-7555)	北薩家畜保健衛生所	(0996-22-2184)
〃 熊毛支所	(0997-27-0036)	始良家畜保健衛生所	(0995-62-3070)
〃 大島支所	(0997-63-0045)	曾於家畜保健衛生所	(099-487-2351)
〃 徳之島支所	(0997-83-0074)	肝属家畜保健衛生所	(0994-43-2515)
南薩家畜保健衛生所	(0993-83-2156)	鹿児島県農政部畜産課	(099-286-3216)